



# 島根県報

令和7年11月4日（火）

第 6 6 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【公 告】

|             |                     |   |
|-------------|---------------------|---|
| 基本測量の実施     | （技 術 管 理 課）         | 2 |
| 公共測量の実施（4件） | （        ”        ） | 2 |
| 公共測量の終了     | （        ”        ） | 3 |

### 【特定調達公告】

|                                    |               |   |
|------------------------------------|---------------|---|
| 島根県立中央病院における手術衣賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等 | （病    院    局） | 3 |
|------------------------------------|---------------|---|

### 【収用委告示】

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 公示による通知 |  | 4 |
|---------|--|---|

---

## 公 告

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
  - 2 作業期間  
令和7年11月28日から令和8年3月19日まで
  - 3 作業地域  
益田市長沢町、馬谷町及び遠田町地内
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江地方法務局長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和7年11月21日から令和8年2月28日まで
  - 3 作業地域  
松江市西津田三丁目及び十丁目地内
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和7年10月20日から令和8年3月25日まで
  - 3 作業地域  
益田市匹見町道川地内
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

---

令和 7 年11月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 7 年10月20日から令和 8 年 3 月27日まで
- 3 作業地域  
雲南市大東町大東地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について奥出雲町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年11月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 7 年10月21日から令和 9 年 3 月31日まで
- 3 作業地域  
仁多郡奥出雲町佐白地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、次の公共測量は、令和 7 年 9 月30日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年11月 4 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 7 年 7 月 3 日から同年 9 月30日まで
- 3 作業地域  
出雲市塩冶町地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年11月 4 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量  
手術衣貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和7年10月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社岩多屋 代表取締役 岩谷 一賢 島根県浜田市三隅町湊浦506番地1
- 5 落札金額  
99円／1枚（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和7年9月12日

## 収 用 委 員 会 告 示

### 島根県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

令和7年11月4日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

- 1 通知すべき書類  
令和7年10月20日付け島収第30号 審理の開始について（通知）
- 2 通知を受けるべき者の氏名及び住所  
登記名義人（亡）原田浅吉の相続人のうち土地収用法施行令第6条第3項の規定による通知ができない次の者  
氏名 大屋 サチ子相続財産法人  
住所 福岡県春日市平田台一丁目138番地2 グッドタイムホーム2・春日（最後の住所）
- 3 書類の受領等  
出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。  
受領しないときは、令和7年11月25日をもって通知があったものとみなされる。